

# 第11回教育委員会

開会日時 令和4年 5月 25日(水) 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時04分  
開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

## 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	大 橋 薫
指 導 室 長	氣 田 眞 由 美	新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍 一 郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	河 野 雅 彦
教育支援センター所長	阿 部 雄 司	中央図書館長	松 崎 英 司

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和4年第11回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、大橋学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

臨時代理(1)「意見の聴取について」、報告(1)「令和4年度第1号補正予算概要」及び報告(8)「令和4年度あいキッズ登録・利用状況について」につきましては、令和4年第2回区議会定例会で審議を予定している案件でありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

#### ○議事

日程第一 議案第2号 請願書

(学務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 請願第2号「請願書」について、学務課長から説明願います。

学 務 課 長 よろしくお願いたします。

お手元の資料は請願書でございます。こちらが、提出いただきました請願書となっております。

こちらの2ページをご覧くださいと思います。

こちらに請願の内容が示されております。

まず、2ページ目は、①でございます。

中身は、マスク着用を任意としていただきたいというもの。さらに、これに付随してありまして、それを否とする場合には、その医療的根拠、医学的根拠に基づいて示していただきたいというのが①でございます。

続いて、18/21ページでございます。

こちらに②の記述がございます。

マスクの着用は任意とした上で、着用しない児童が他児や他児の保護者から、いじめや偏見の目で見られないよう、任意であることを周知していただきたいという内容のものが、まず1つ。

この請願②には、もう1項目ありまして、それは不着用時に、マスク着用の言葉かけをやめてくださいというものがございます。

請願③でございます。

こちらは、20/21ページでございます。

こちらは、体育時間などマスク不着用の指導において、教諭がマスクを外した姿を見せ、態度や可視化して示す、そのような指導をしてもらいたいという中身でございます。

この4つの項目について、現況等のご説明をさせていただきたいと存じます。

①のマスクの着用は任意とすること。それを否とする場合には、根拠を示すことについてです。

マスク着用の効果やその根拠については、区及び教育委員会においては独自の医療的所見や、データそのものを保有しているわけではございません。

そのため、政府、文部科学省や厚生労働省、また、東京都のガイドライン、それぞれから、適宜、発出される通知に沿って対応しておる現状でございます。

厚生労働省は公式ホームページで、マスクは双方が着用することでウイルスの吸い込みを7割以上抑える研究結果があると公表しておるところです。

また、請願書には、5/21ページで、厚生労働省の作成したチラシが添付されておりますが、2022年版の感染拡大防止を周知するチラシにおいては、マスクの使用について、会話時は必ず着用すると強調して示されております。

また、このたび、5月19日に厚生労働省が開催した会議において示された新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料などには、新型コロナウイルス感染症でのマスク着用について、次のように整理されています。

まず、発症前、あるいは無症状の人からの感染対策が重要であることを踏まえ、症状の有無にかかわらず、公共の場や職場などでのマスク着用が呼びかけられてきたとした上で、マスク着用を含めた基本的な感染対策は重要であるとございます。明確なマスク着用の重要性が示されておるものです。これは医師、医療関係者の連名により示されておりまして、マスク着用の予防効果の重要性を表す根拠であると捉えております。

この資料は、厚生労働省のホームページ、第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで公表されており、確認ができる内容でもございます。

また、マスクの着用について、5月23日に文部科学省から示されました「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針の変更等について」においては、学校での感染防止策について、身体的距離が確保できない場合や対話を伴う場合にはマスクの着用は必要であると示されておりまして、マスク着用については、これまでどおり内容は変わらないという記述も見られております。

区教育委員会では、文部科学省や厚生労働省が公式にこのように公開している

情報を根拠として区ガイドラインを作成しております。

区ガイドラインには、マスクの着用は予防効果を高めて、着用すべきと考えられると示しているところです。

一方で、身体的事情などによりマスクをつけられない児童・生徒などもおります。励行しながらも、着用を強要することもなく、個々の状況に応じながら、一人一人の健康を守るために着用の協力を要請しているという状況でございます。

続いて、請願②でございます。

マスク着用は任意とした上で、着用しない児童が他児や他児の保護者からいじめや偏見の目で見られないよう、任意であることを周知していただきたいということについてです。

区教育委員会では、マスクの着用の協力は要請しておりますが、マスクの着用が困難な場合には、児童・生徒、個々の事情に合わせて配慮して、不着用に対しての言動については偏見や差別がないよう周知指導を行っておるところです。

このことについては、4月26日に区ガイドラインを一部改正し、マスク不着用への対処を記述し、既に運用しておるものでございます。

児童・生徒を非難するような言動をする、教職員が児童・生徒に対して感染症等を差別するような不用意な発言をするなど、学校生活の様々な場面で偏見や差別につながるような行為が行われることがないように、児童・生徒への指導だけでなく、教職員自身も十分意識し、日々の業務を行うようにすると、既に対処を進めておるものでございます。

請願②のもう一項目です。不着用時にマスク着用の言葉がけをやめてくださいというものについてです。

請願①への対応と同じく、区教育委員会はマスクの着用については、区が着用の協力を要請しているところでございます。

しかしながら、身体的事情等でマスクの着用が困難な場合については配慮して、学習内容や学習活動に合わせた授業への参加方法や座席配置などについて、個々の事情に合わせ、児童・生徒及び保護者の理解、協力を得ながら各校において対応しております。そうしたお願いは続けておるところでございます。

そのような中で、マスク着用について言葉がけそのものを行わないというのは困難を生じるところでございます。

最後に、体育の時間についてのものです。

体育時間など、マスク不着用の指導において、教諭がマスクを外した姿を見せる、態度や可視化で示すということについての請願です。

体育の時間のマスク着用については、既にガイドラインで指導について示しております。体育の時間においては、身体的距離に配慮することでマスクの着用は必要ありませんという記述がございました。

しかし、身体的距離が取れない場合には、感染予防のため、マスクの着用を呼びかけております。その点で、教員は、児童・生徒に向かって、先生が常に距離をとって臨むということはなかなか難しいところでございます。

また、適宜、声かけも必要であることから、マスクを着用しないで授業に臨む

というのは困難であると考えられます。

一方で、熱中症が心配される時期となっております、4月22日には、学校長宛に新型コロナウイルス感染症対策における熱中症予防について通知をいたしまして、熱中症への対応を優先するため、マスク着用を強要しない趣旨の注意喚起を行ったところです。こちらは、引き続き、適宜、注意喚起及び指導を実施していくものと考えております。

最後に、本来は、一日でも早くマスクをせずに学校生活が送れるようになることが最善と考えます。これから暑さが増していく中で、屋外でのマスク不着用について、今般、政府の見解が改めて示されるなどの動きもございます。

子どもとしましては、最新の知見を踏まえて、適宜、ガイドラインを見直すなどの最適な運用を留意してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  それでは、教育委員会の方々にご意見を伺いたいと思います。  
                  高野委員、いかがでしょうか。

高 野 委 員      私は、3月30日にここでお話ししたときと基本的に考え方は変わっておりません。今、学務課長からお話しいただいた区の対処方針について、妥当だと思います。また、その中で、改めて不着用の児童・生徒に対する配慮という点では、指導を続けていただきたいと思います。

                  あと、もう1点。政府の見解など、今、動きが見られますので、そのような動きに対しては迅速に対応していただきたいと思います。

                  以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  では、青木委員、お願いいたします。

青 木 委 員      私も、先ほどのご意見に賛成でございます。また、3月30日に私の方から述べさせていただいた見解と基本的には変わっておりません。

                  いずれにしても、学校集団生活という、それから、様々な考え方を持った児童・生徒、それから保護者もいらっしゃいます。

                  この辺を含めて、どちらか一方にという形になるような指導は難しく、多様性を考えながら、適宜、その状況に応じた判断というのが求められるというのが正しいのではないかと考えています。

                  その点も含めて、先ほど、今後、屋外で十分な距離を保てる、そういう状況を、適宜、教員の皆さんが判断しながらやっていただくというようなやり方が適切でして、もう外した方がいいとかとそのような指導というのは、どちらかに偏った形にならないようにというのを十分配慮しながらやっていく必要があると思っています。

以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  では、長沼委員、お願いいたします。

長 沼 委 員      私も、学務課のご提案に賛成いたします。3月の教育委員会で申し上げたこと  
                  と、私も基本的に自分の考えは変わっておりません。

                  先ほどの学務課のご報告も、様々な観点からよく考えられておりまして、十分  
                  な配慮をなされていると思います。現在の社会的状況にも合致していると思いま  
                  すので、賛成いたします。

                  以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  それでは、野田委員、お願いいたします。

野 田 委 員      私は4月から教育委員になりましたが、このことの経緯、また、今回、学務課  
                  長からご説明いただいた内容、そして、各委員の先生方のご意見に賛同いたしま  
                  す。

                  また、世間の動向、各省庁から発出されているガイドラインに従って、私たち  
                  も柔軟な対応を考えられるかと思えます。

                  以上です。

教 育 長      ありがとうございます。  
                  では、私の方からですが、私も今の4名の委員の皆様と同様に、先ほど学務課  
                  長がお話しされたことについては賛同の意を表明したいと思えます。

                  ただ、その中で、偏見や差別というものは学校教育においては絶対にあっては  
                  いけない。その辺りを、改めて学校現場、あるいは教職員等にも伝えるとともに、  
                  子どもたちにも考えさせながら、そのような言動がどういうことなのかというと  
                  ころは道徳等で取り上げるなど、教育の大変いい教材にもなっていくのではない  
                  かと思っております。

                  そのようなところで、委員各位がおっしゃっていますように、今、屋外のマス  
                  クの不要等について政府の見解が示されているなど、非常に流動的でありますの  
                  で、最新の知見を踏まえてガイドラインを見直すなど、運用に留意していく必要  
                  があると思っております。

                  そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長      では、今の各委員からのご意見と私の意見を総合いたします。  
                  初めに、請願①についてでございます。

マスク着用を任意とすること、また、任意と認められない場合、マスク着用が感染症に予防効果があるという医療的、医学的根拠が示してある資料等を示す、についてでございます。

まず、マスク着用を任意とすることにつきましては、着用には義務はございませんが、学校生活の指導において、着用の協力要請は継続して行うべきものと考えます。

そして、マスク着用についての根拠としましては、先ほど所管課長から説明がありましたように、専門的知見を基に示される厚生労働省の通知や文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいております。これらは公表されているものでございます。

続いて、請願②でございます。

2点の請願が見られます。

まず、マスク着用を任意とした上で、着用しない児童が、他児、他児の保護者からいじめや偏見の目で見られないよう周知することについてでございます。

着用を任意とすることにつきましては、請願①のとおり、区教育委員会では適切なマスク使用を要請することは続けるべきものと考えておりますが、様々な事情によりマスクをしない子、できない子への配慮の必要がございます。

不着用に対して、児童・生徒、また、保護者への偏見や差別がないように周知し、指導する必要があります。これは、区ガイドラインの記載に基づき、適切に実施されていることが重要です。

次に、不着用時にマスク着用の言葉がけをやめることにつきましては、区教育委員会は、マスク着用の必要性を認めた上で着用を励行しておりますので、マスク着用の言葉がけをやめることは困難と言えます。

なお、言葉がけのときは、児童・生徒の体調や個々の状況に留意するなどの配慮をする必要があると考えます。

また、屋内外でのマスクの不着用につきまして、政府の見解が改めて示されるなどの動きがありますので、今後、それらに留意した対応が必要になると考えます。

最後に、請願③、体育の時間のマスクの不着用への指導についてでございます。

まず、体育の時間では、身体的距離がとれない場合には、感染予防のためにマスク着用を必要とします。また、教員がマスクを外して指導する請願につきましては、教員が児童・生徒に向かって近い距離から発話して指導することも想定されるため、マスクの着用は必要であると考えます。

なお、5月23日に文部科学省より示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」においても、このことは示されております。

ただし、体育の時間は、特に気温、湿度が高い夏場におきましては熱中症対策を優先するなどの注意が必要です。

4月22日には、安全配慮をしつつ、マスクを外すこと、あるいは別の活動に変更するように、通知を全校に対して行い、注意を徹底しております。

以上のことから、板橋区教育委員会は、マスクの着用につきまして、政府の方

針を踏まえて着用の協力を要請する指導を続けながら、マスクの着用ができない子どもには十分な配慮をすること及び体育の時間におけるマスクの不着用の指導には、特に子どもたちの体調管理を重視して適切な指導を行うものとし、以上の検討結果を請願者に通知いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長      ありがとうございます。  
                  それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

2. 人事情報（都費職員・令和4年度）

(指－1・指導室)

(区費職員・令和4年度)

(総－3・教育総務課)

教 育 長      それでは、報告事項を聴取します。報告2「人事情報」につきまして、初めに都費職員について指導室長から、続いて区費職員について教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長    よろしく願いいたします。資料の方は「指－1」になります。  
                  令和4年度、今年度の5月1日現在の状況をご報告いたします。  
                  資料のところがございますように、合計のところを見ていただきますと、1,858名、現在、職員がおります。  
                  括弧の中の職員数というのは、育児休業等を含む休職者、海外日本人学校派遣等の人数も含んでの1,858名でございます。  
                  新規採用等についてでございますが、4月1日採用で89名の新規採用の教員が採用されております。  
                  小学校が68名、中学校が21名、幼稚園はおりません。  
                  男女比は、男性43名、女性46名でございます。  
                  それから、新規採用寄宿舍指導員ということで、天津わかしお学校（特別支援学校）の方に1名、男性の教員が配置されております。  
                  年齢分布のところを書いてございますが、新規採用で、大卒の新卒教員が大変多いのですが、特徴としまして、最近の傾向としましては、30代の教員で新規採用になれる方が多いです。  
                  一旦、企業に就職なさって、その後、また教員を改めてご希望なさる方、もしくは、講師等をご経験なさった後に正規採用の教員として採用されるというような、そのような傾向がございます。  
                  資料にはございませんが、5月1日現在で小学校の方に5名の欠員がございます。5校にわたって、各校1校ずつの5名です。ただ、担任の未配置、不在等と



いうことはございません。

以上でございます。

教育総務課長 それでは、続きまして、区費職員の人事情報でございます。  
資料は、「総-3」をご覧ください。  
初めに、1の一般職員・再任用職員でございます。  
こちらの事務は、前年度との対比になります。  
事務の方は、正規職員1名減、再任用短時間4名減ということで、5名減という形になっております。  
調理につきましても、正規職員が3名減、再任用フルタイムが1名の増で、差し引き2名の減。  
用務につきましても、正規職員3名の減、再任用フルタイム4名の減ということで、都合7名の減ということになっております。  
合計しますと、正規職員が7名の減、再任用フルタイムが3名の減、再任用短時間が4名の減ということで、いずれも定年退職と、再任用の更新限度という理由で減になっておりますが、いずれも会計年度任用職員の配置等で体制を整備しております。  
2枚目の方にはいきまして、会計年度任用職員数でございます。  
こちらは、大きなところでは学校運営員が6名増、スクール・サポート・スタッフが14名の減、副校長補佐につきましても、新設しまして、新たに10名と記載しております。  
学力向上専門員は12名の減、学校生活支援員は11名の増というところ、幼稚園保育支援員も新設という形で14名となっております。  
そのほか、3番、特別職非常勤職員につきましても、こちらに記載のとおり増減なし、青少年委員のみ2名減という形で推移しております。  
簡単ですが、説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
どうぞ、高野委員。

高 野 委 員 区の会計年度任用職員のところで、副校長補佐というのが新設となっておりますが、これはどういう制度なのか教えていただきたいと思っております。

教育総務課長 こちらは、副校長の職務が非常に激務であるということもございます。  
そういう中で、新しく副校長になられた先生を補佐するという形で、新規の新しく副校長先生が配備される学校10校に補佐職としてつけていくものです。  
基本的には、副校長先生の事務に対する事務補助員ではあるのですが、例えば電話などの受け答えがある程度できるものとして、副校長先生の職務を非常に軽くしているというところで、スタートして、まだ4月、5月というところがございますが、学校によって、非常に助かっているとか、非常によく機能していると

いう話をいただいているところですので、引き続き、効果等については、しっかりと測定をいきたいと思えます。

教 育 長 私も、先日、ある副校長補佐のいる学校に行きましたら、校長先生並びに副校長先生から、本当に助かっていると、色々な意味で効果的であるというお話を伺っております。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、野田委員。

野 田 委 員 ありがとうございます。

私も実際にこの副校長補佐の方が入っておられる学校を、2か月間見させていただいて、実際に、その方とも、朝ご挨拶させていただいたりしているのですが、教員からというよりは、一般の事務などをご経験されて、それで新たに学校に入るということで、非常に気持ちも新鮮でおられるということと、積極的に、朝は校門に出られて子どもたちと接する時間を持っていただいて、教育への関心も示してくださるというような形で、1校の1例ではございますが、大変素晴らしい取組ですので、もちろん、まずは欠員の補充が先決ですが、引き続き、続けていただければと思えます。

教 育 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

#### ○報告事項

#### 3. 退任学校医等への感謝状贈呈

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「退任学校医等への感謝状贈呈」について、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 ご説明いたします。資料「学-1」をご覧ください。

退任学校医等への感謝状贈呈についてです。

こちらは、「板橋区学校保健事業にかかる感謝状贈呈要綱」の規定に基づきまして、令和3年度をもって退任された学校医等に対して感謝状を贈呈するものがございます。学校医、学校歯科医等、合わせて7名に対して、今回、贈呈いたしましたものがございます。

こちらを見てお分かりのとおり、多くの学校へ勤務された方、20年以上の長期にわたってお勤めいただいた方への感謝状の贈呈となっております。

ご報告は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。どうぞ、くれぐれもよろしくお伝えくださいませ。

○報告事項

4. 学級編制状況及び幼稚園園児数について

(学－2・学務課)

教 育 長      それでは、報告4「学級編制状況及び幼稚園園児数について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長      続いて、資料「学－2」をご覧ください。  
板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園園児数についてでございます。  
詳細は、2ページ以降に学校ごと、学級ごとに示されておるものでございます  
が、1枚目は全体の要約をしたものでございます。

1番をご覧ください。小・中学校の学級編制状況についてです。  
昨年度と大きく変わったところを中心にご案内させていただきます。

(1)の小学校のところの学級数でございます。

通常学級が19増となっております。

こちらは、35人学級が1、2年までだったのが、第3学年も35人での編制  
がされたといったところで、19学級増の要因となっております。

2枠進んでいただきまして、(3)天津わかしお学校でございます。

こちらは児童数が7増となっております。

令和3年度は、その前の年度で、体験学習が感染症の影響で実施できなかった  
ところもありまして減らしておりました。そのようなところが、昨年度は、体験  
学習参加予定のうち1回はできましたので、そのようなところで増員につなが  
たと分析しているところです。

それから、2の幼稚園をご覧ください。

園児数10が増となっております。こちらは3歳児のクラスの編制が加わった  
ことによるものです。

詳細の中身については2ページ以降に示されております。ご確認いただければ  
と思います。

説明は以上です。

教 育 長      質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
区内の小中学生は微増ということになるのですか。

学 務 課 長      そうですね。学年ごとを見ても微増となっております。  
学年が、昨年度と比べて、1学年の進級し、その数字を比べても大きな変動は、  
実質的には見られておりません。

教 育 長      ありがとうございます。  
どうぞ、高野委員。

高野委員 中学校の在籍という部分で、上板橋第一中の1年生が減っていますが、やはり校舎の建て替えによる影響とかがあると思うのですが、その辺のことについて、何か教えていただければと思います。

学務課長 この場で、すぐに状況を確認しておらないのですが。

新しい学校づくり課長 では、私の方から。

教育長 お願いします、渡辺課長。

新しい学校づくり課長 上一中の改築が令和6年度からということで、今年の7年生の方が9年生のときに工事の影響があるというところを踏まえて、また、そのような子たちへの配慮ということで、近隣の上三中とか板三中の方にも選択できますよという制度も作らせていただいた影響で、やはり上一中の生徒が減ってしまったというところは1つの要因だと思っております。

また、学校のコミュニティ・スクール委員会からもそのようなご意見をいただいておりますので、正確な情報をなるべく保護者の方に伝えていただきたいということもありましたので、また、4月にも学校の改築の検討状況とかも改めて周知をさせていただいております。

なるべく減らないように努力していきたいというふうに考えてございますし、一方、改築が終わりますと、また、一気に生徒数が伸びてくるということもありますが、なるべく上一中に通っていただける子は多くなった方がいいと思っておりますので、その辺は、引き続き努力していきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

5. 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会第8回検討会の開催状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教育長 それでは、報告5に移らせていただきます。「志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第8回検討会の開催状況について」、学校配置調整担当課長から報

告願います。

学校配置調整担当課長

報告させていただきます。資料につきましては、「配－1」をご覧ください。  
志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第8回検討会の開催状況について  
でございます。

こちら、5月17日に第8回検討会を実施させていただきました。

検討事項2件、報告事項1点でございます。

まず、検討事項1点目につきましては、こちらは第7回の検討会におきまして、  
基本構想・基本計画に関する地域提言書について報告させていただき、また、そ  
の後、委員の間で一定の意見募集期間を設けさせていただきましたが、特に意見  
もございませんでしたので、第7回検討会で説明した内容をもって基本構想・基  
本計画に関する地域提言書とするという旨を報告させていただきました。

2点目でございます。基本構想・基本計画報告書（案）についてでございます。

こちらは、志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校の改築に向けまして、  
検討会からの地域提言書や学校関係者等へのアンケート結果、ワークショップに  
よる教職員、児童・生徒等の意見も踏まえまして、「基本構想・基本計画報告書  
（案）」の作成を行いまして、説明を行いました。

また、3の報告事項では、こちらの（案）の作成を受けまして、こちらにござ  
いますとおり、地域住民の方を対象とした説明会を実施する予定でございます。

この基本構想・基本計画報告書（案）の内容に簡単に触れさせていただきます  
が、こちらの基本構想・基本計画書（案）につきましては、概ね5点報告をさせ  
ていただいております。

まず、1点目といたしましては、学校を作るに当たっての国や区の基本方針に  
ついて、2点目といたしましては、志村小学校・志村第四中学校の現状について、  
3点目は、用途地域など、計画条件、関係法令について、4点目は、教職員や児  
童・生徒へのヒアリング、保護者アンケート、地域提言書を踏まえまして施設計  
画の課題や目標について、最後、学校の配置案について、こちらの基本構想・基  
本計画の報告書（案）で報告をさせていただいてございます。

6月に、ご覧のと通りの説明会実施を、7月の教育委員会で改めまして基本構  
想・基本計画としてご報告させていただく予定です。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

（はい）

○報告事項

6. 令和3年度郷土資料館事業結果報告

（生－1・生涯学習課）

教 育 長      それでは、報告6に移ります。「令和3年度郷土資料館事業結果報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長      資料は「生－1」、郷土資料館事業結果報告についてでございます。

1 ページ目をご覧くださいと存じます。

令和3年度の郷土資料館の入館者数の月別の実績を載せております。

新型コロナの影響で、4月27日から5月30日まで、都からの休業要請によりまして臨時休館となりましたので、5月のところには数字が入っていない状況となっております。

年間の入館者数でございますが、下の方に記載させていただいておりますが、2万2,719人ございまして、令和2年度の実績よりも微増という形になってございます。

2 ページ目をご覧くださいと存じます。

入館者数の年度別の推移でございます。

令和元年度に4カ月半臨時休館いたしまして、1階部分をリニューアルいたしまして入館者数の増加をめざしてまいりましたが、令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナの影響でコロナ前に比べて低迷しているという状況でございます。

小中高生の数値につきましても載せさせていただいておりますが、当館を訪れる小学校第3学年の社会科見学の実施状況に大幅に左右されているところがございます。

まん延防止等重点措置期間中は、公共交通機関を使用しなければならない場合は中止とする学校が多くございまして、令和3年度につきましては、近隣の小学校を中心に歩いてお越しいただくというような形をお願いしていたところでございます。

小中高生の入館者数につきましては、令和2年度に比較いたしまして持ち直しておりますが、例年と比較するとまだまだ少ないというような実績になっているところでございます。

3 ページ目以降に事業の結果の詳細の方を載せさせていただいているところでございます。

こちらの方は、まず、1の展示事業の関係でございますが、(2)から(5)につきまして、2階の企画・特別展示室での展示となっております。郷土資料館は学芸員が4人おりますが、年1回、1人1回ずつ担当しているというようなものでございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと存じます。

4ページの(6)ミニ企画展、(7)のコレクション展につきましては、1階の常設展のリピーターの方の確保のために、1階の一部の展示につきまして、テーマを設けて展示替えを行っているものがございます。ご覧のとおりテーマで実施したところでございます。

5 ページをご覧くださいと存じます。

5 ページ、上の部分の（3）から（5）、武者行列の関係でございますが、各お祭り関係が中止となりましたので、こちらの方は中止とした形でございます。

（6）につきましては、新中央図書館とのコラボ事業といたしまして、中央図書館内に五月人形やひな人形の展示を行ったところでございます。

ページの方を飛ばしていただきまして、8 ページまでお進み頂ければと存じます。

8 ページの区内小中学校団体見学受入事業につきましては、先ほど申し上げました社会科見学などの実績となっているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長           ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
高野委員、どうぞ。

高 野 委 員       館内でクイズに参加するクイズラリーのコーナーがありましたが、今まで夏休みを中心に子どもたちが主に参加するものだったのですが、今回、私が行ったときには、金沢とか、そのようなテーマに沿ってだったのですが、大人も参加できて、見逃していたものをもう一回戻ってじっくり見直し、大変楽しませていただいて、また勉強になりました。ぜひ、このような大人も楽しめて勉強になる、学習が深まるようなものをこれからも企画していただけたらいいと感じました。

教 育 長           ありがとうございます。

生涯学習課長       ありがとうございます。いただいた意見を参考としながら、今後の事業展開を考えていきたいと思っております。

教 育 長           そのほか、いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

（はい）

#### ○報告事項

##### 7. 令和4年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について

（地－1・地域教育力推進課）

教 育 長           それでは、報告7に移ります。「令和4年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長       それでは、資料「地－1」、令和4年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について、ご説明をさせていただきます。

令和4年度の板橋区青少年表彰の実施に当たりまして、表彰の候補者の推薦を関係機関等にお願ひさせていただくものでございます。

青少年表彰は、模範となる行い、思いやりにあふれた行い、地域に貢献する行いなどをされた青少年を表彰いたしまして、青少年の思いやりや自発の機運、意欲を高め、青少年の健全な育成を図り、よりよい社会環境づくりをめざす試みの1つでございます。

資料の項番2の対象でございますが、個人、団体ということで、区内で善行を行ってきていただいた、令和4年度に25歳を迎えるまでの個人を初め、記載のような対象となっているところでございます。

3の推薦要領(1)でございますが、基本的には2年以上取組を継続しておられるということを基本としておりますが、人命救助等の緊急的な貢献も対象としているところでございます。

推薦期間につきましては、6月1日から9月末までということで、説明は割愛させていただきますが、最終部分のページに、依頼をさせていただく関係機関、区立小中学校を初めとした学校や、また、町会、自治会、青少年健全育成地区委員会を初めとした関係機関などに推薦の依頼を行わせていただくものでございます。

最後に、5につきましては、審査会におきまして、本年10月下旬ごろに被表彰者を決定いたしまして、本年12月に表彰を予定しているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
                  よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 「令和4年度 板橋区読書感想文コンクール」の実施について

(図-1・中央図書館)

教 育 長      それでは、続いて、報告9に移ります。「令和4年度板橋区読書感想文コンクール」の実施について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長   「図-1」をご覧いただければと思います。

令和4年度板橋区読書感想文コンクールの実施についてでございます。

趣旨としては、第68回青少年読書感想文全国コンクールの地区審査として「令和4年度板橋区読書感想文コンクール」を開催するものとなっております。区内小中学生の励みとし、読書活動を推奨するため、地区審査での入賞者の表彰式を区独自で開催しております。こちらは、後ほど説明する調べる学習コンクールと併せての表彰式の実施になります。

2、感想文の募集・審査でございます。

区立小中学校ごとに作品を募集し、教育会の活動、図書館研究部及び中学校教育研究会国語科研究部にて応募作品の審査を行い、入賞作品を決定いたします。



3、表彰です。

特選、入選、佳作の各賞を設け、賞状及び記念品、こちら図書カード、を贈呈する形となっております。記念品の金額は、特選が2,000円、入選が1,000円、佳作が500円となっております。

特選について、表彰式において賞状と記念品を板橋区長より贈呈する形になります。入選及び佳作については、各学校においての贈呈となります。

この地区審査コンクールで特選を受賞した作品を第68回青少年読書感想文全国コンクールの地方審査へ出品するという形となっております。

4のスケジュールは予定となっております。

こちらについては、東京都からの開催通知文及び各学校への通知文が、例年ですと6月下旬ごろ送られる予定となっております。なので、ざっくりとしたスケジュールになるのですが、7月ごろから募集を開始し、9月には応募を締め切ります。その後、審査を経て、12月3日、表彰式は日程が決まっています、この日に表彰をさせていただくという形になります。

表彰式は、場所は中央図書館図書館ホールで開催いたします。

図書館を使った調べる学習コンクールの表彰式と同日になっておりますので、こちらで実施させていただきます。

あとは令和3年度の実績が載っていると思いますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

10. 「令和4年度 板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について

(図-2・中央図書館)

教 育 長      それでは、報告10「令和4年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長      引き続き、「図-2」をご覧いただければと思います。

こちらは、令和4年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクールの実施についてになります。

児童・生徒が抱く様々な疑問や興味に対し、区立図書館を活用して、自ら学び、解決し、作品としてまとめることで、児童・生徒の図書館利用を促進するとともに、自ら調べる力、学ぶ力を育むというふうになっております。

そこで、併せて、今年度、区制施行90周年記念の年でございますので、こち

らに対する特別賞を選定するという形になっております。これまでの表彰に比べてプラスアルファがついております。

主催は、板橋区、板橋区教育委員会。

対象は、板橋区内に在住または在学の小中学生という形になっております。

募集部門は、小学校低学年の部、1～3年生になります、小学校高学年の部というと4～6年生、あとは中学生の部になっております。

応募期間・方法なのですが、期間は9月1日から8日までの間、作品ごとに応募カードを添付し、板橋区立小中学校在校生は各学校へ、それ以外は図書館へ提出するという形になっております。区内に在住しているのですが、区立学校に在籍していない方が図書館へ提出するという流れになります。

夏休みの間を使ってまとめた作品をこの期間に応募していただくという形になっております。

6、応募要件でございます。

公共図書館や学校図書館を使って調べ、まとめた作品であることとなっております。

こちらは広報の方にもお出しするのですが、図書館で、この日、相談会をやりますよといったことも実施する形になっておりますので、ぜひ、ご活用いただければと思っております。

こちらのテーマは自由というふうになっておるのですが、板橋区に関するということのが今回の90周年の記念でメインに追加されております。

調べるときに利用した資料名や図書館名を書いていただく。作品のサイズなどが規定されております。

審査に関しては、細かい内容になるので見ていただければと思っております。

一番重要な、8番、表彰のところに移らせていただきます。

最優秀賞は各部門1作品、優秀賞は各部門1～3作品、奨励賞は各部門1～10作品でございます。

こちらは応募数にもよるのですが、応募数の1.5%の作品数を選出し、賞状及び副賞、こちらにも図書カードを贈呈いたします。

応募数の1.5%が30作品を超える場合は、30作品を上限として選定をいたします。応募数によって変更があります。

令和4年度に関しては、区制施行90周年記念として特別賞を3作品選出する予定となっております。

こちらは、今、申し上げた最優秀賞と特別賞と、両方受賞する可能性がございますので、ぜひ、板橋区に関して調べていただければと考えております。

9番、表彰式ですが、先ほどの読書感想文コンクールと同じ12月3日、その日に中央図書館のホールで表彰式を行いたいと思います。

10番、全国コンクールなのですが、こちらについても全国コンクールへの推薦というものがございます。最優秀賞、優秀賞、奨励賞は、公益財団法人図書館振興財団が主催する「図書館を使った調べる学習コンクール」に推薦いたします。

以下、スケジュールを書いておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上になります。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
私の方から。区内の小学校の中で、学校として夏季休業中にこのようなものを  
1つの課題として取り上げている学校がある。そこに、中央図書館か地域図書館  
か分からないのですが、オリエンテーションに行つて説明をしていただけるみた  
いな話を聞いたのですが、そのようなことは今年度も可能なのでしょうか。

中央図書館長    そうですね。希望に応じてという形になっていたかと思ひます。所管の係に確  
認いたします。

基本的には、周知で、ポスター、チラシ、SNSなどで募集等をして、各図書  
館で調べるというところがあるので、そちらに来ていただくというような周知の  
仕方をしております。その地域館に応じて、学校に個別に行つているという例が  
あったかと思ひますので、確認いたします。

教 育 長      もし、そうであれば、そのようなことを、ぜひ、各学校にも周知をしていただ  
いて、できるだけ多くの学校が、今年、区制90周年ということもありますので、  
また探究的な学習という意味合いでも、ぜひ、参加していただければというふう  
に思ひます。

何か、ありますか。

中央図書館長    今、説明したとおりに出張説明会というのがございまして、希望する小中学校に  
伺つてご説明するということとございまして。

教 育 長      ぜひ、その辺りを学校の方にもお伝えいただければと思ひます。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長      それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありま  
すでしょうか。

(なし)

教 育 長      それでは、先ほど申し上げましたように、臨時代理(1)及び報告(1)  
(8)につきましては、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会といたしますので、傍聴人の  
方はご退席願ひます。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総－1 学教育総務課)

教 育 長 では、臨時代理1「意見の聴取」につきまして、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長 資料「総－1」をご覧ください。

臨時代理をいたしました意見の聴取についてでございます。

令和4年第2回区議会定例会に提出されます令和4年度一般会計補正予算第1号及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見の聴取について、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理処理し、区長原案に同意したことを報告いたします。

原案の中身につきましては、補正予算第1号につきましては、この後の報告(1)で行わせていただきます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育特殊業務手当、こちらは、例えば特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務、このようなものを行うときの手当ですが、この支給上限額を6,400円から1万6,000円に引き上げるというものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用されるということで、こちらに同意を求めるものでございます。

臨時代理の報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 令和4年度第1号補正予算概要

(総－2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告1「令和4年度第1号補正予算概要」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 こちら、「総－2」をご覧ください。

今回の第1号補正予算の教育委員会事務局部分に関する概要でございます。

まず、(1)の歳入の部分でございます。

こちらは、教育費補助金の中の小学校費補助金と中学校費補助金におきまして、公立学校情報機器整備費補助金ということで、国庫補助金1,032万7,00

0円を歳入するものでございます。

もう1つが都補助金ということで、こちら教育費補助金の幼稚園費補助金。

1つが、公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金。もう1つが、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金ということで、都合、補正額818万円を歳入してございます。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。

1つ目が、教育費の中の教育総務費、事務局費ということで、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校給食の支援に要する経費ということで、6,547万1,000円でございます。

次に、小学校費の中で2つ。

1つは、学校管理費、新型コロナウイルス感染症対策に係るGIGAスクール環境の充実に要する経費ということで、補正額5,227万8,000円でございます。

もう1つは、特別支援学校費。こちらは新型コロナウイルス感染症対策に係るGIGAスクール環境の充実に活用する経費。補正額31万5,000円という形でございます。

続いて、中学校費の中の学校管理費でございます。

こちらの中身は新型コロナウイルス感染症対策に係るGIGAスクール環境の充実に要する経費となっております。補正額2,011万9,000円となります。

続きまして、幼稚園費の中から2つ。

1つは、幼稚園管理費。こちら区立幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策物品等の購入で、補正額36万円でございます。

もう1つは、幼稚園振興費で、こちらは私立幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策物品等の購入補助ということで、補正額1,600万円でございます。

最後、社会教育費で、社会教育総務費。こちらは、あいキッズの新型コロナウイルス感染症対策物品等の購入、補正額510万円でございます。

以上、第1号補正予算の教育委員会に係るところの概要でございます。

以上です。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長      ありがとうございました。

#### ○報告事項

#### 8. 令和4年度あいキッズ登録・利用状況について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長       では、続いて、報告 8「令和 4 年度あいキッズ登録・利用状況について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長       それでは、資料「地－ 2」に基づきまして、令和 4 年度あいキッズの登録・利用状況について、ご説明をいたします。

あいキッズにつきましては、毎年度、年度当初の登録状況、利用状況を取りまとめ、教育委員会及び区議会、所管委員会にご報告をさせていただいております。

本日ご報告をさせていただいた後、第 2 回定例会の文教児童委員会に報告をさせていただくものでございます。

数値につきましては、基本的に令和 4 年 4 月 3 0 日現在のもので、全あいキッズ実施校 5 1 校をまとめたものとなっております。

主なポイントにつきましてご説明をさせていただきます。

1 の平日の登録状況でございます。こちら保護者が就労等で家庭が留守となる児童を対象とした、きらきらタイムの登録児童数でございます。8, 0 4 6 人となっております。

こちらが、前年度比、令和 3 年度比で 1 1. 0 %の増。参考に、コロナ前の令和元年度比で 3 4. 3 %の増加となっております。

在校児童全員を対象としたさんさんタイムの登録児童数は 1 万 3, 5 4 9 人となっております。前年度比で 3. 1 %の減。令和元年度比で 1 8. 2 %の減となっている状況でございます。

続きまして、2、平日の利用状況でございます。

こちらの平均利用人数の数字でございます。きらきらタイムにつきましては、5, 0 3 1 人、前年度比で 7. 6 %の増。コロナ前の令和元年度比で 1 5. 9 %の増となっております。

まず、さんさんタイムの平均利用人数が 9 0 6 人。こちらは前年度比で 1 8 5. 8 %の増。一方、令和元年度比では 5 4. 5 %の減という状況になってございます。

こちら平日の登録状況、利用状況の動向につきましては、利用状況を例にとりますと、きらきらタイムは前年度比で増加の状況がございまして、コロナ前の令和元年度に比べますと、さらに増加している状況がございまして。

さんさんタイムは、前年度比では大きく増加してございますが、コロナ前の令和元年度比では約半分といった状況もございまして、きらきらタイムが堅調に伸びを見せている一方で、さんさんタイムは従前の水準に戻りつつございますが、まだコロナ前の水準には至っていないという全体像となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教 育 長       ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

この登録の数なのですが、きらきらタイムの登録児童をさんさんタイムの登録児童数に含めるということは、さんさんタイムは、きらきらタイムを加えた数が実際の児童数ということよろしいですか。

地域教育力推進課長　　そうです。加えた数が、実際にご利用いただいている総数というところになる  
ところでございます。

教　育　長　　現実的に、例えば登録者数、さんさんタイム1万3,500人ぐらいを登録し  
ているが、実質的な平均が906人ぐらいということで、これは利用制限を実施  
しているというところも大きいということでしょうか。

地域教育力推進課長　　はい。今、教育長がおっしゃっていただきましたように、新型コロナ対策の関  
係で、さんさんタイムにつきましては利用制限をさせていただいたという事情の  
中で、きらきらタイムへの利用が進んでいたという、利用機会の変動の影響の中  
で、そうしたきらきらタイムの状況があったかと思います。

教　育　長　　ありがとうございます。  
そのほか、いかがでしょうか。  
どうぞ、高野委員。

高　野　委　員　　実際に登録と利用の人数が増えた方がいいと思うのですが、現実的に、あいキ  
ッズの今のスペースで、今後も、子どもたちが戻ってきたときに受け入れられる  
スペース的な問題はどうでしょうか。

地域教育力推進課長　　今お話しいただいたように、基本的には、あいキッズは継続して運営しており  
ますので、以前の水準に戻ったとしても大きく受け入れに支障が出るところでは  
ないのでございますが、ただ、その一方で、コロナ禍ということで、とにかくス  
ペースをある程度確保して、みんなで活動しましょうというような、従来とは違  
ったことの中で、よりスペースを必要とするようなケースということは今後も出  
てくると考えておまして、そのような点につきましては、各学校とも相談をし  
ながら、現に少しスペースを増やしていただいたところがありますので、その点  
については、今後も利用人数の戻り状況を見ながら、スペースの追加の確保とい  
うことも十分丁寧にやっていきたいと思っております。

教　育　長　　ありがとうございます。  
1つだけ。その場所的なもので、私は、4月当初に校長先生方にもお伝えした  
のですが、学校図書館の活用というところは、全てのあいキッズで自由に使わせ  
ていただいているような状況なのでしょうか。

地域教育力推進課長　　図書室の使い方というようなところで、例えば、臨時的なスペースとして使わ  
せていただくということがあります。図書の利用ということについては、まだ、  
あいキッズごとに違いがあるところではございます。

ただ、その学校図書をあいキッズの中で活用していくということも活動の広が

りの一環ではあると思いますので、どのような連携や協力の中で、そのようなことがよりできるかということについては、今後も各学校とも検討し、具体的に取組んでまいりたいと思います。

教 育 長     ありがとうございます。  
                  よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長     それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。  
                  ありがとうございました。

午前     1 1 時   0 4 分   閉会